

決議案第1号

アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、  
平和的外交による解決を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、牛久市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年3月27日 提出

牛久市議会議長 小松崎 伸 殿

提出者 遠藤 憲子

賛成者 出澤 大

アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、  
平和的外交による解決を求める決議（案）

アメリカ・イスラエルは、2月28日にイランへの先制攻撃を開始し、イランもイスラエル等アメリカ軍が駐留する周辺諸国に報復攻撃を行った。このことは、武力攻撃の禁止を定めた国連憲章第2条第4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」に違反する。アメリカとイスラエルは、直ちに武力攻撃を中止し、外交努力による平和的解決に努めるべきである。

今回のアメリカ・イスラエルの先制攻撃によってホルムズ海峡でのタンカーの航行に深刻な困難が生じていると報じられ、既にその影響は、国内でのガソリン価格の急激な高騰に現れている。3月13日に複数のアメリカメディアは、沖縄を拠点にする米海兵隊等部隊が中東に向かっており、イラン攻撃に参加すると報じた。地上侵攻を含む本格的な作戦に着手する戦争の長期化を想定した動きである。事態が長期化・深刻化すれば、各国のエネルギー供給や世界経済への重大な影響は避けられないばかりか、中東と世界の平和と安定に深刻な打撃をもたらすことは避けられない。

このような、国連憲章や国際法に明白に違反するアメリカに対し、日本政府は何ら抗議や批判をしていないことを深く憂慮する。

日本国憲法は「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と定めており、アメリカ軍が日本国内の基地からイラン攻撃に出動することなどは許されるものではない。

中東地域での戦禍の拡大により予想される世界と日本への影響を回避し、平和を守ることは、平和憲法を持つ日本政府の責務である。

牛久市議会は、日本政府がその原点にたつて、アメリカとイスラエルに対して、国連憲章と国際法の原則に立ちかえり、武力攻撃の中止・平和的外交による解決を強く求める。

以上、決議する。

令和 年 月 日

牛久市議会